

NPO法人障害児・者人権ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人障害児・者人権ネットワークと称し、登記上はこれをエヌピーオー法人障害児者人権ネットワークと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者の人権の確立をめざし、誰もが安心して生活できるような平等な社会をつくるための法整備のための学習会、研究会を行うことにより最新の情報提供につとめ、相談活動により障害児・者のおかれた困難な環境の改善を進めることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子供の健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害児・者の人権状況についての調査、研究及び情報の提供事業
- (2) 障害児・者の人権確立のための相談窓口事業
- (3) 障害児・者の人権確立のための裁判その他の活動の支援事業
- (4) 障害児・者の人権に関する制度及び法令の研究、見直し、改善に関する事業
- (5) 障害児・者の人権確立のための政策等提言に関する事業
- (6) チャリティイベントの実施事業
- (7) 障害児・者の人権に関する出版及び情報提供事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人とする。会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人はこの法人の目的に賛同する者はすべて会員となることができる。

2 入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出する。

3 理事長は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

4 理事長第2項の者は入会を認めない場合には、すみやかに理由を開示した書面で通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費を負担することが困難な会員は、理事会に免除申請をし理事会において承認した場合には、支払の免除を受けることができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡したとき

(3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令または定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還) 第12条 会員の既納の会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務の執行を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) その役員の状況が職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(事務局及び職員)

第 18 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、必要に応じて、事務局長及び職員を置く。

2 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、会員をもって構成する。

(議決事項)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。理事長が招集しない場合には、招集を請求した者が招集することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(議決)

第 25 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 26 条 各会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前条の適用については、総会に出席したものとみなす。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 28 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 29 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。理事長が招集しない場合には、招集を請求した者が招集することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 32 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 33 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 34 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算の変更は、総会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更・解散及び合併)

第 38 条 次の場合は、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の賛成を得、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。ただし、総会においては賛否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 定款の変更
- (2) 総会の決議による解散
- (3) 合併

(解散事由)

第 39 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

(2)会員の欠亡

(3)合併

(4)破産

(5)所轄庁による設立の認証の取消し

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 42 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長：平田一夫

副理事長：粟谷弘海

理事：清水建夫

同：徳田田鶴子

同：戸舘正憲

同：中野茂

同：古野晋一郎

同：松尾弘

同：無着麗子

監事：横田紀之

同：小野清美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 5 月開催の総会終了のときまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立

総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は金 3,000 円とする。